



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 医療法人の「診療所フロアの拡張」について

医療法人を設立して経営も順調に推移してくると、既存の施設だけでは手狭に感じられることがあると思います。診療機能を充実させ、よりよい医療を提供するために、今より広いスペースの確保を検討されている先生もおられるのではないのでしょうか。診療所のある地域の実情や医療法人の経営状況、診療体制などにより取り得る選択肢は変わってきます。

今号では医療法人が診療所フロアを拡張する場合の手続きと注意点についてご説明致します。

【1.フロア拡張の主な手続き方法】

診療所フロアを拡張する方法として、大きく下記の3つがあります。



①既存の診療所を増設する

既存の診療施設を残したまま、建物を増築したり店舗の別フロアを借りて機能の拡充を行う方法。

②分院を開設する

既存の診療施設を残したまま、別の場所に新しく診療所建物を建築したり、別の店舗やフロアを借り、新しく管理者(分院長)をおいて機能を拡充させる方法。

※詳しくは弊社HPに掲載のVol.24「医療法人の分院開設について」をご覧ください。

③より広い場所に診療所を移転する

別の場所に新しく診療所建物を建築したり、広い店舗やフロアを借りて、診療機能をすべて移す方法。

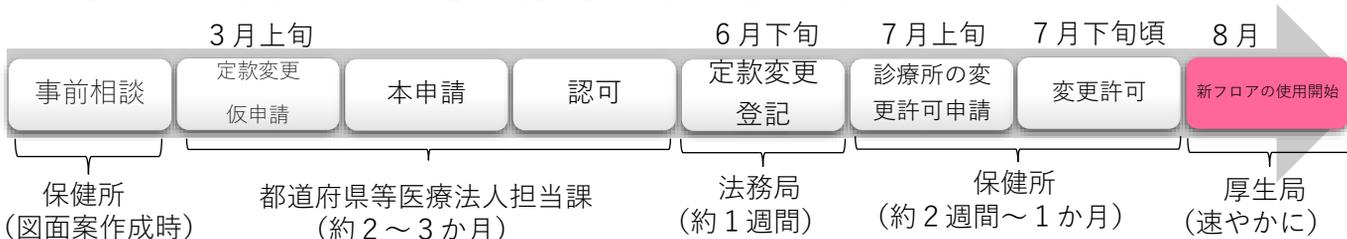
※詳しくは弊社HPに掲載のVol.25「医療法人の診療所移転について」をご覧ください。

【2.フロア拡張手続きの流れ】

(例)「既存の診療所を増設する場合」

既存の診療所を増設してフロアを拡張する場合、保健所に構造を変更することの許可申請を行い、拡張部分の使用開始前に許可を受けておく必要があります。また、拡張に伴って定款に記載の階や部屋番号等が変わる場合は、事前に定款変更の手続きも必要になります。

下記はフロアの拡張に伴って、定款変更が必要になる場合の手続きの流れです。



※拡張規模や内容によって、手続きの方法・要する期間が変わります。

【3.フロア拡張にあたっての注意点】

①管轄保健所への事前相談

医療法施行規則により、診療所の構造設備の基準が細かく決められています。

拡張の図面案ができた早い段階で、基準に沿った構造になっているか、管轄の保健所に相談しましょう。

②必要な手続きの確認

上記保健所や定款変更の手続き以外にも、厚生局への変更届、建物を増改築する場合は、建築確認、建物の表示登記、消防への届出等も必要となります。手続きに漏れが無いよう事前に確認をしておきましょう。

③余裕を持ったスケジュールの作成

フロアの拡張には工事が伴う他、様々な行政手続を経るため、拡張後のフロアの使用を開始するまでに相当の期間を要します。行政手続が間に合わず使用開始月が遅れる、ということにならないように、早めに専門家へ相談されることをお勧め致します。

【医療機関における施設の一体性について】

平成28年の厚生労働省の通知により、一定の条件のもと、公道を隔てた施設や階をまたぐ施設の運用が認められています。具体的には、安全性確保の誓約書や施設の運用マニュアルを保健所に提出し、保安面と衛生面の確保が認められれば、離れた施設の一体運用が可能になっています。詳しくは別号でご説明致します。



より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください!

次号の予告TOPIC「株式交換と株式交付について」

